

認定看護師等育成支援事業実施要綱

平成 27 年 4 月 1 日制定 医政第 1654 号

平成 28 年 5 月 20 日一部改正 医政第 253 号

平成 29 年 5 月 16 日一部改正 医政第 234 号

第 1 目的

この事業は、医療機関等の開設者が行う認定看護師、専門看護師又は特定行為研修修了者を育成するための取組に対し、県が必要な経費を補助することにより、本県における看護体制の拡充と看護の質の向上、適正なチーム医療の推進及び在宅医療を担う看護職員の育成を図ることを目的とする。

第 2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 医療機関等 県内において開設される次の施設等をいう。
 - ア 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に定める病院（独立行政法人国立病院機構が設置する病院を除く。）
 - イ 医療法第 1 条の 5 第 2 項に定める診療所（専ら歯科医業のみを行うものを除く。）
 - ウ 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条第 24 項に定める介護老人保健施設
 - エ 介護保険法第 41 条第 1 項本文の指定に係る同法第 8 条第 1 項に規定する居宅サービス事業（同条第 4 項に規定する訪問看護に係るものに限る。）を行う事業所（以下、「訪問看護ステーション」という。）
- (2) 認定看護師 次に掲げる資格を有する者をいう。
 - ア 公益社団法人日本看護協会が日本看護協会認定看護師規程（以下「認定看護師規程」という。）により認定した認定看護師の資格
 - イ 一般社団法人日本精神科看護協会が日本精神科看護技術協会精神科認定看護師制度設置規則（以下「精神科認定看護師制度設置規則」という。）に基づいて認定した精神科認定看護師の資格
- (3) 専門看護師 公益社団法人日本看護協会が日本看護協会専門看護師規程（以下「専門看護師規程」という。）により認定した専門看護師の資格を有する者をいう。
- (4) 特定行為研修修了者 保健師助産師看護師法第 37 条の 2 第 2 項第 4 号に規定する特定行為研修を受講し修了した者をいう。
- (5) 認定看護師教育課程 認定看護師の育成を目的とした次の教育機関における認定看護分野ごとの認定看護師教育課程をいう。
 - ア 公益社団法人日本看護協会が認定看護師規程第 11 条の規定に基づき認定した認定看護師教育機関
 - イ 一般社団法人日本精神科看護技術協会が、精神科認定看護師制度設置規則第 6 条の規定に基づき選定した精神科認定看護師教育機関
- (6) 専門看護師教育課程 専門看護師規程第 19 条(2)の規定により日本看護系大学協議会専門看護師高度実践看護師教育課程基準により認定を受けた教育機関による専門看護師の育成を目的とした専門看護領域ごとの専門看護師教育課程をいう。

- (7) 特定行為研修 保健師助産師看護師法第 37 条の 2 第 2 項第 5 号に規定する指定研修機関による研修をいう。

第 3 事業実施の主体

医療機関等の開設者（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により地方公共団体が開設した医療機関等を指定管理者として管理している法人その他の団体を含む。）とする。

第 4 事業内容

医療機関等の開設者が、所属看護職員に認定看護師若しくは専門看護師の資格を取得させること又は特定行為研修修了者を育成することを目的に、当該看護職員を認定看護師教育課程若しくは専門看護師教育課程に派遣し、修了し、及び資格認定を受けさせるために実施する事業又は当該看護職員に特定行為研修を受講し、及び修了させる事業とする。

第 5 補助

知事は、予算の範囲内で、本事業に関連して必要となる経費について、別に定めるところにより事業実施主体に対して補助するものとする。

2 知事は、補助金交付決定にあたり、次の条件を付すものとする。

(1) 補助の対象となる事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならないこと。

(2) 補助の対象となる事業を中止又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならないこと。

(3) 補助の対象となる事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助の対象となる事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。

(4) 補助金の交付を受けた医療機関等の開設者は、本事業により認定看護師若しくは専門看護師の資格を取得した看護職員又は特定行為研修を修了した看護職員に対して、県、市町村又は他の医療機関等から、研修会講師等の技術指導の実施や活動事例の発表等について要請があった場合には、当該看護職員を派遣するよう努めなければならないこと。

(5) 補助金の交付を受けた医療機関等の開設者は、次の事項に該当する場合には、交付を受けた補助金を、県に返還しなければならないこと。

ア この事業により認定看護師教育課程、専門看護師教育課程、又は特定行為研修に派遣した看護職員が、認定看護師教育課程、専門看護師教育課程、又は特定行為研修を修了しなかった場合（病気、事故等やむを得ないと知事が認める場合を除く。）。

イ この事業により認定看護師教育課程又は専門看護師教育課程を修了した看護職員が、当該教育課程を修了した年度の翌々年度末までに認定看護師又は専門看護師の資格を取得しなかった場合（病気、事故等やむを得ないと知事が認める場合を除く。）。

ウ この事業により認定看護師教育課程、専門看護師教育課程又は特定行為研修を修了した看護職員が、認定看護師若しくは専門看護師の資格取得後又は特定行為研修を修了後、補

- 助を受けた者が開設する医療機関等（県内に所在するものに限る。）に継続して3年間勤務しなかった場合（病気、事故等やむを得ないと知事が認める場合を除く。）。
- (6) その他、必要と認められるもの。

第6 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年5月20日から施行し、平成28年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年5月16日から施行する。